

## 第37回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成29年11月29日午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都地方裁判所会議室

### 3 出席者

(委員)

角田敦志，神田尚子，木村真子，小嶋信婦，曾我部真裕，高見 彰  
寺井友秀，村上正治，森本泰介，吉田雅信，小林 務，宮地佐都季  
石井寛明，三木昌之

(事務担当者等)

上垣 猛，脇本道治，山田浩子，橋本 貢，前田利範，倉橋明彦  
石田和義，梅村哲也，上田信聡，三宅秀明，大串幸男，磯部叔浩  
金益弘興

### 4 議題

民事調停をより多く利用していただく方策

### 5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 民事調停手続の特徴及び概要の説明

(4) 意見交換

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

○ 調停制度は90年を超える制度であるが，これまで民事調停手続に改正等はあったか。

□ 双方の話し合いによって紛争を解決するといった民事調停手続の基本的なところは変わっていないが，その時々々の社会情勢に応じた制度や運用の改正は行っている。最近では，多重債務に関する事件における特定調停の制度，また，当事者の一方が簡易裁判所に来ることができない場合でも電話による会話で民事調停を行うことができる電話会議システムの導入がある。

○ 調停室の使用状況，稼働率はどのようになっているか。

□ 期日は，当事者双方と担当する民事調停委員2人が揃う日に行く。その時々によって使用状況が変わるので，毎日，民事調停のために調停室の全てを使用しているといった状況ではない。場合によっては，民事調停に支障がない範囲で必要に応じて他部署の裁判手続に使用するなどして有効に活用している。

○ 民事調停の申立ては，どこの簡易裁判所にするのか。

□ 事案によって管轄は異なるが，一般の民事調停では，原則として，相手

方の住所地を管轄する簡易裁判所になる。

- 行政機関などの窓口には，ネットオークションに関するトラブルの相談が増えている。例えば，京都の人と北海道の人がトラブルになり，京都の人が民事調停の申立てを行う場合，先ほどの説明では，相手方の住所地を管轄する北海道にある簡易裁判所に申立てをすることになる。このような場合，郵送で申立てができるか。
- 郵送で申立てができる。
- この場合，電話会議システムを利用した民事調停もできるのか。
- 可能であるが，本人確認の必要性もあるので，電話会議システムがある自宅から最寄りの簡易裁判所に来ていただくことになろう。
- 弁護士以外の民事調停委員はどのような職業の方から選ばれ，どのように活用しているのか。
- 交通事故に関する事件，建築関係に関する事件，金銭に関する事件といった様々な事件がある。これらに関する専門知識を備えた方，他に教員，金融関係等といった職業の方から任命している。それぞれの事件の内容に応じて，紛争解決に必要とされる知識と経験を備えた民事調停委員を選任している。
- 民事調停委員はどういう身分の者か。
- 非常勤の裁判所職員である。

○ 民事調停では円満に解決しないと見込まれる場合は、どのように進めるのか。

□ そのような場合は、敢えて無理に説得することはせず、例えば、次のステップとして訴訟となった場合に想定される状況等を説明し、もう少し考えてみてはどうかと促したりする。

民事調停は強引に説得し過ぎると不満が残ってしまうので、当事者双方がどこまで譲り合えるかを見極めながら進める。

○ 弁護士の立場からいうと、弁護士から相手方に書面を送付しても返事がないことがあるが、一方、簡易裁判所からの呼び出しであれば、大抵は返事がある。また、例えば不動産に関する事件では、民事訴訟であれば不動産鑑定等の費用負担が当事者に生じることがあるが、民事調停であれば不動産鑑定士である民事調停委員を活用することができ、鑑定をした場合と同様の情報を得て話し合いを進めることができるなど、費用負担という面では非常に有用なこともある。弁護士にも民事調停をもっと利用してもらう方法はないか考えている。

● 民事調停は話し合いで紛争が解決できる良い制度として裁判所は広報活動をしているが、なかなか利用度が上がってこない。裁判所の広報活動に不足していると思われるところをお聞きしたい。

○ 弁護士が法律相談を受けた時、少額の事件であれば民事調停を促すとい

ったことはしないのか。

- 弁護士は民事調停で話し合いをしてはどうかと促すことはある。
- 近頃、スマートフォンのアプリを利用して銀行口座の開設ができる。通帳、カードを利用することなく全てのことがアプリの中で完結するといった社会になってきている。こういった社会の中で民事調停をアピールするには、より大きな告知が必要である。

裁判所のアプリを調べてみたが、司法の話、裁判官になる方法、六法全書といったアプリはあったが、裁判所のサービスといったアプリは見当たらなかった。これから先、アプリはもっと進化すると思われるので、裁判所も新しい改革としてアプリの活用が必要になるのではないか。

また、キーワードとして、あなたの身近な争いごとが民事調停で解決できるといったことが一言で分かるようなキャッチフレーズを考え、これをアプリやコマーシャルなどで活用できれば、民事調停をより広めることができるのではないか。

その際、非公開というキーワードも重要である。

- 京都地方裁判所のウェブサイトを見たが、3回も4回もクリックしないと見たい情報が見られない。見たい情報がスムーズに見られるよう工夫してはどうか。例えば、QRコードを付けるといった方法もある。

また、字が少し小さいので、読みやすいようにもう少し字を大きくして

はどうか。

○ ウェブサイトを見やすくすることも大事であるが、パソコンやスマートフォンを使用しない人に対しては、コンビニエンスストアなど日常生活の中で、一般市民の意識に民事調停を刷り込んでいけるようなキャッチフレーズが目に入る仕組みがあればよいのではないか。

● チラシの配布先は、今のところ警察、市役所などに限られている。スマートフォンのアプリ、コンビニエンスストアの利用、ウェブサイトの文字の大きさも検討の余地はある。

○ 京都簡易裁判所の窓口に備え付けてあるチラシを取ってきたが、どのチラシも最高裁判所と全国の裁判所が掲載されており、自分が欲しい情報が一見して分からない。今の状態ではどのチラシを取ればよいのか迷う。

ウェブサイトも最高裁判所から始まっていて、見たいサイトがすぐに見られない。時間を掛けずに見たいサイトがすぐに見られるのがいい。また、一般市民が日常の中でチラシを見られるようにするなど、弁護士に相談する前に、簡易裁判所に一度行ってみようと思えるような工夫をすべきではないか。

○ 簡易裁判所に平日の午前9時から午後5時までの間に来てくださいと言われても難しい方もいると思われるので、夜間、又は土曜日に民事調停を行うことはできないか。

- 欧米では、土曜日、日曜日に裁判所を開庁しているのか。
- 欧米の裁判所が土曜日などに開庁していると聞いたことはない。
- 市役所では、土曜日、日曜日に窓口業務、イベントの開催をしている。
- 土曜日、日曜日に関しては、この日にしか休めないという働き方も含めて議論する必要があると思う。

裁判所の広報に関しては、他の委員の方から発言があったとおり、地域の人に起きたトラブルに接する機会が多い自治会長、民生委員、市の協力委員といった方々に民事調停などの制度を知ってもらい、間接的な形での広報を考えるのも良いのではないか。

- 自治会長などに知ってもらおうといった広報はしていないので、要請があれば検討する。
- 予算などの制約もあると思われるので、各方面の広報ガイドを利用すべきではないか。
- 京都市役所、市内の区役所に裁判所の広報について相談をすれば、広報担当部署に話を繋げてもらえる可能性はあるか。
- 繋げてもらえる可能性はある。
- テレビコマーシャルであれば、一般市民は分かり易く身近に感じてもらえる。しかし、裁判所、公的機関のものは見かけない。テレビコマーシャルを使ってはいけないのか。

- 地元の放送局であれば、憲法週間行事などにスポットを当てて放映してもらおうといったケースはあるが、恒常的にテレビコマーシャルは使っていない。
- 各家庭に必ず配られる市民新聞や、広報誌に裁判所のことを少しでも掲載すればよいのではないか。
- 調停協会主催の相談会の開催日の案内は掲載している。
- 一般的なものは掲載しているか。
- 掲載していない。

本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。

いただいた御意見を今後の民事調停の広報に活かしていきたいと思えます。今後の取組や検討状況については、次回の委員会で御報告させていただきます。

(5) 次回のテーマ

裁判員制度について（仮称）

(6) 次回開催日

平成30年7月13日（金）